

特殊勤務手当の対象業務及び額の改正について

感染症予防救治従事者手当の対象業務及び額について、次のとおり改正する。

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症にかかる次の業務に従事した場合

区分	現行	改正後
(1) 疫学調査、患者搬送等	日額 160 円	日額 3,000 円
(2) 軽症者等宿泊療養施設対応等	—	—
	軽症者等に接して行う作業 軽症者等が使用した物件の処理 宿泊療養施設内における長時間の連絡調整	— 勤務 1 回につき 3,000 円
	軽症者等の身体に直接接觸する作業 軽症者等に長時間にわたり接して行う作業	— 勤務 1 回につき 4,000 円

2 実施時期

- (1) 令和 2 年 2 月 1 日
- (2) 令和 2 年 4 月 14 日

3 その他

いずれも現状の新型コロナウイルスに対する特例として設定し、今後他の感染症と同様の取扱いとなる場合は、現行額とする。